東郷町立保育園英語活動事業委託業務プロポーザル実施要領

１　目的

　　この要領は、公募型プロポーザル方式により、東郷町立保育園英語活動事業を受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

⑴　業務名称

東郷町立保育園英語活動事業

⑵　業務内容

別紙「東郷町立保育園英語活動事業委託仕様書」のとおり。

⑶　委託期間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

⑷　事業費

５９，４００千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

各年度の上限額　令和５年度１９，８００千円

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年度１９，８００千円

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年度１９，８００千円

３　選定方法

公募型プロポーザル方式による。

４　参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の定めに該当しない者

　⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

　⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

　⑷　国税、愛知県税及び東郷町税に未納がないこと。

　⑸　東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年１２月１９日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

⑹　東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第２号）による指名停止を受けていない者

　⑺　法人格を有していること。

　⑻　本業務と同種又は類似の事業実績を有すること。

　⑼　本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

５　申込方法及びスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程等 |
| 実施要領の公表 | 令和４年９月３０日（金）から・必要な書類は、町ＨＰからダウンロードすること。 |
| 参加表明書等の提出 | 令和４年１０月１９日（水）午後５時まで・東郷町役場１階こども保育課に提出すること。・郵送の場合は、上記までに必着のこと。 |
| 質問の受付 | 令和４年１０月１２日（水）午後５時まで・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。 |
| 質問の回答 | 令和４年１０月１７日（月）までに町ＨＰで公表 |
| 企画提案書等の提出 | 令和４年１０月２４日（月）から令和４年１０月２８日（金）午後５時まで・東郷町役場１階こども保育課に提出すること。・郵送の場合は、上記までに必着のこと。 |
| プレゼンテーション（審査） | 令和４年１１月４日（金）予定・プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、令和４年１０月２８日（金）までに各提案者に通知する。 |

６　書類の提出

　⑴　提案参加表明書等

　　　提案参加表明については、以下の書類を各１部作成し、期限内に東郷町役場１階こども保育課に提出すること。

　　ア　提案参加表明書（様式１）

　　イ　会社概要書（任意様式）

　　ウ　類似業務実績調書（任意様式）

　⑵　企画提案書等

企画提案については、以下の書類をア及びイは正本１部、副本７部（コピー可）の計８部、ウは正本１部を作成し、期限内に東郷町役場１階こども保育課に提出すること。応募書類については、正本はアからウ、副本はア及びイを一式として１部ずつクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

　　ア　企画提案申請書（様式２）

イ　企画提案書（任意様式。日本産業規格Ａ４　１０枚程度）

ウ　受託金額見積書（任意様式）

※受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

　⑶　提案書に記載する主な提案項目

　　ア　実施方針

　　イ　業務実績

　　ウ　実施体制

　　エ　提案内容

７　審査に関する事項

　本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において行うものとする。

⑴　評価項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 評価項目 | 主な内容 | 配　点 |
| １ | 実施方針 | 幼児期の英語活動に対する基本的な考え方等について年齢に応じたカリキュラムの構築について | １０点 |
| ２ | 業務実績 | 幼児期の英語活動の事業実績等について | ５点 |
| ３ | 実施体制 | 講師の選定について統括責任者の選任について保育園の運営支援体制について不測の事態への対応について | ２０点 |
| ４ | 提案内容 | 園児の心身の成長に資する取組について成果を把握するための提案について教材等の活用についてその他独自の提案・工夫について | ５０点 |
| ５ | 見積金額 | 価格の妥当性 | １５点 |
| 合　計 | １００点 |

⑵　プレゼンテーション審査

　　プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

ア　開催日

令和４年１１月４日（金）

イ　開催場所

東郷町役場内（愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地）

⑶　審査結果

ア　選定委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第１位の優先交渉権者とし、次点の者を第２位の優先交渉権者とする。

イ　最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ　最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。

エ　審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ　優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。

カ　審査結果に関する問合せ及び異議申立は受付けない。

⑷　業者決定及び委託契約の締結

令和５年１月

８　契約事項

⑴　審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

⑵　最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。

⑶　失格その他の理由により第１位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、第２位の優先交渉権者と協議を行う。

９　失格要件

⑴　応募書類に虚偽の記載をした場合

⑵　参加表明書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合

⑶　本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

10　その他

⑴　プロポーザルに参加するために係る費用は、全て応募者の負担とする。

⑵　提出された書類は、返却しない。

⑶　提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。

⑷　本町が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。

⑸　参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑹　本件に係る情報開示請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成１１年東郷町条例第２１号）に基づき、提出書類を開示することがある。

⑺　本件は、東郷町公契約条例第９条第２項の規定に基づく労働条件の確保についての報告を求める特定公契約となります。

11　事務局（問合せ先）

　　東郷町こども健康部こども保育課

　　所在地　〒470-0198　愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地

　　電　話　0561-56-0737（ダイヤルイン）

　　メール　tgo-hoiku@town.aichi-togo.lg.jp